

平成19年度 法科大学院入学者選抜試験問題

小 論 文

1. 試験開始の合図があるまで、この問題用紙の中を見てはいけません。
2. 試験時間は、80分です。
3. 試験中に問題用紙の印刷不鮮明や解答用紙の汚れ等に気付いた場合は、手を挙げて監督者に知らせてください。
4. 解答にあたっては、必ず黒か青のペン（鉛筆は不可）またはボールペンを使用してください。
5. 解答用紙に記入するときには、下記の点に注意してください。
  - (1) 受験番号・氏名を所定欄に記入してください。
  - (2) 訂正する場合は、＝線で消すなどして、分かりやすく訂正してください。
  - (3) 解答用紙は、折り曲げたり汚したりしないでください。
6. 問題用紙の余白等は適宜利用してかまいません。
7. 試験終了後、問題用紙は持ち帰ってください。

つぎの文章を読んで、以下の問に答えなさい。

問1 著者は、「個人の幸福」と「法律」との関係について、どのように理解しているかを200字以内でまとめなさい。

問2 「自治のパラドックス」とは、どのようなことを意味していると考えられるかを、本文全体の趣旨を踏まえて、200字以内でまとめなさい。

問3 本文全体の趣旨を踏まえて、Aの空欄に、「決定的に重要になる」と考えるものを補充し、なぜ、それが決定的に重要になると考えるのか、自己の見解を600字以内で述べなさい。

## 自由と社会

私の見解では、自由とは近代文明の中で個人の幸福を保障するのに不可欠な諸条件の上に何ら拘束のないことである。言論の自由がなくては、自由はありえない。特権が存在し、選挙権を社会の一部にのみ制限するならば、自由はありえない。合理的理由を挙げて納得させることなく、支配者の一存で爾余の人々の社会的習慣に統制を加えようようでは、自由は存在しない。なぜなら、すでに論じたように、各人の経験があくまで独自であるからには、自己の経験の意義を十分に知りうるものは、各個人を措いて外にない。自己の経験を土台として判断し行動しえないとすれば、各人は決して自由でありえない。不自由とは、各人が、その経験を否定されるということである。つまり各人が自己の生活体験から得た教訓だと深く信ずるものを、社会の側で拒否することになるのである。

しかし、いうまでもなく、人は孤独の存在ではない。人は他人と共に住み、他人の間に生きる。それゆえに彼の自由は決して絶対的ではない。というのは各人の異なった経験が衝突し合って、平和を破壊することのないよう、われわれすべての上に一定の行動様式を課さなければならないからである。がいしていえば、こうすることは、平和を確保する所以であるから、自由のために不可欠である。そして、平和こそは、自由を永続させる条件なのである。それゆえ、こうした諸種の禁止制限は、人々が自己の利益のために、一定の行動原理を社会的経験から抽出し、それに服しようとする試みである。しかし、特定の政府が課する諸原則のすべてが、本来課せらるべきもの

であるとは必ずしもいい切れない。ただ、われわれは次のようにしかいえない。つまり、若干の原則は、それが課せられることによって自由の核心と深くつながるものとなる。

これこそ自治のパラドックスである。

(中略)

法律は彼に、少なくとも行きつく先がどこかを告げる。法律は、その指示する方向が同時に彼の行先でもある、あるいは、行先でなければならぬと考えることを要求する。しかし、必ずしもその要求が容れられるとはいえない。それゆえ、常にそうなるためには、法律の目的が、同様に彼の目的でなければならず、法律の体現する経験は、彼自身のそれと矛盾するものであってはならない。なぜなら、原則として、こうした矛盾は彼に対する処罰を意味する。つまり、もし彼の執る道が法律の道でないならば、その道の尽きるところには警官が待ち伏せているであろう。つまりわれわれは、法律との一致を最大限にする手段を見出さなければならぬのである。

さきに私は、法律の内容が広汎な同意から織りなされてはじめて、上述した最大限の一致にまで到達できるということを示そうとした。いまや私は、こうした同意が獲得されるかどうかを決定する若干の本質的条件を探究したいと思う。換言すれば、世論と呼ばれる、あの偏見、分別、利害等の錯綜した不可解なものの実態を探り、どうすれば世論と自由とが正当な関係を保ちうるかという条件を求めようと思う。市民たるの資格は、人が自己の見識ある判断によって公共の福祉に資するにあり、彼にとって正しい行動とは、このような判断を土台とする行動であるとする私の議論が正当だとすれば、A というものが決定的に重要となるであろう。見識ある判断とは熟考から生ずるもので、衝動的なものではなく、本源的なものであって、にわかには生ずるものではない。それは、皮相の背後へと突き入って真理と目されるものにまで達しようとした後に初めて到達される結論である。つまり、証拠が蒐集され、秤量され、歪曲偏見が修正されたあとでなされる判断である。たとえば、もし私が兵役のような問題で国家に対立しようとするばあい、それは私自身の原理を樹立すべく基礎事実を嚴重に検討した後でなければいけない。そして、これは、多少の差はあっても、社会活動のあらゆる面について当てはまる。つまり、私の行動の基礎となる事実が確実なものであるという保証こそ第一の問題である。

さて、われわれ各人の直面する事実の世界は、難解、複雑、膨大である。われわれの誰も、この世界のすべてを知りうるものはない。その大部分——ある関連からすれば、基本的な部分であることもあろうが——をわれわれは信用して他人から受けとらなければならない。論ずるまでもなく、われわれの信用して受けとる事物が、正当な判断の唯一の基礎となる真の現実に一致すべきこと、これが何よりも重要である。

H. J. ラスキ『近代国家における自由』(Liberty in The Modern State)

飯坂良明訳 (岩波書店, 1974年)